

第2回宇宙安全保障部会 議事要旨

1. 日時 : 平成27年4月28日(火) 10:00~12:00
2. 場所 : 内閣府宇宙戦略室大会議室
3. 出席者
 - (1) 委員 : 中須賀部会長、片岡部会長代理、折木委員、白坂委員、名和委員、山川委員
 - (2) 政府側 : 小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、頓宮宇宙戦略室参事官、内丸宇宙戦略室参事官、森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、守山宇宙戦略室参事官

4. 議事要旨

宇宙安全保障部会の委員に一部変更があったことから、冒頭、資料1に基づき、部会委員の紹介が行われた。

- (1) 各工程表の成果目標及び平成28年度に向けて検討すべき課題について(報告)
参考資料2から参考資料4に基づき事務局から説明を行った。

(2) 宇宙安全保障に関する動向について

内閣府から資料2を説明した後、外務省から資料3に加え、日米安全保障協議委員会共同発表及び新しい日米防衛協力のための指針(以下「日米ガイドライン」)の概要について説明を行った。これを踏まえ、委員から以下のような質問等があった。(以下、○質問、●事務局等の回答)

○日米ガイドラインや宇宙基本計画において、宇宙システムの抗たん性の確保が示されているが、その概念の対象とする範囲が広すぎるのではないか。

●宇宙システムの抗たん性の定義や対象については、その優先順位を含め、今後の議論の中で明確化していく必要があると考えている。

○日米ガイドラインの内容は、1月に定めた宇宙基本計画の工程表の内容よりも踏み込んだものとなっているのではないか。

●日米ガイドラインは日米間の話である一方、宇宙基本計画には我が国が行うべきことが書かれており、両者には差異がある。日米ガイドラインの実行状況も踏まえつつ、必要に応じ宇宙基本計画の工程表の見直しを検討することになると考える。

○宇宙安全保障については、米国との連携が大切であり、宇宙状況監視(SSA)や即応型小型衛星等について、米国とよく議論をしていく必要がある。また、宇宙安全保障を議論していく上で、各種の脅威認識やその見通しをより良いものとする取組が大切である。

(3) その他

参考資料5に基づき事務局から説明を行った。これを踏まえ、委員から以下のような質問があった。(以下、○質問、●事務局の回答)

○宇宙活動法の議論では、国の活動に係る適用除外をどのように考えているのか。

●宇宙活動法は基本的に国以外の者に対する監督を中心に想定している。

以上